平成２６年（フ）第１７号
高知県室戸市浮津298番地１
債務者　寺内むとみ
１　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
高知県室戸市浮津298番地１
債務者　寺内　まや
１　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２６年（フ）第２５０号
宮崎県西都市有吉町１丁目５番地１
債務者　幸津　福男
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５１号
宮崎県西都市有吉町１丁目５番地１
債務者　幸津　節子
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８４号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目32番26―16号
債務者　八田佐枝美
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９７号
鹿児島県鹿児島市魚見町134番地35
債務者　前田　雄毅
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市武３丁目15番10号　第５濱田ビル301号
債務者　向江　良一
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
鹿児島県鹿児島市照国町９番６号　ユートピアマンション照国412号
債務者　椿　　健彰
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
秋田県男鹿市脇本脇本字前野25番地９　前野アパート５号室
債務者　増田　美香
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８３号
宮崎県延岡市富美山町83番地611
債務者　草野亜由美
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第９４号
宮城県加美郡色麻町大字下本町北46番地
債務者　山田　沙苗
１　決定年月日時　平成26年10月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第２３４号
福井県鯖江市西大井町第31号４番地12
債務者　松田美奈子
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
福井県越前市行松町第28号３番地　市営住宅１号館33号
債務者　寺坂　育美
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
福井県坂井市三国町新宿２丁目８番２―８号
債務者　岡部　　隆
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
福井市渕４丁目807番地　エントピアＢ棟201号、旧住所福井県越前市池ノ上町第82号121番地
債務者　白﨑　寿恵
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４２号
福井県大野市泉町13番20号、旧住所神奈川県相模原市南区南台２丁目７番14―106号
債務者　齋藤美和子
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
福井県あわら市二面第41号12番地１　北越アパート２号室
債務者　大高　広義
１　決定年月日時　平成26年10月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係